公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事　達　増　拓　也

岩手県規則第 117 号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和 34 年岩手県規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（水質の基準） 第８条　［略］	（水質の基準） 第８条　［略］ （既存一般公衆浴場の配置の基準の特例） 第９条　公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（平成19年岩手県条例第69号）附則第２項の規則で定めるものは、老朽し、又は災害により滅失した日から６月以内に設置した一般公衆浴場（老朽し、又は災害により滅失した日から６月以内に設置しようとする一般公衆浴場であって、あらかじめ所管保健所長に届出がされたものを含む。）とする。 ２　前項の老朽し、又は災害により滅失した日から６月以内に設置しようとする一般公衆浴場については、同日から１月間は、同項の届出がされていない場合は、当該届出がされているものとみなして、同項の規定を適用するものとする。 ３　第１項の届出は、公衆浴場営業継続届（様式第７号）により行わなければならない。
様式第６号（第７条関係） ［略］	様式第６号（第７条関係） ［略］ 様式第７号（第９条関係） 年　月　日 岩手県　　保健所長　様 住所 氏名　　㊞ 年　月　日生 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） 公衆浴場営業継続届 公衆浴場法施行細則第９条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 １　老朽し、又は災害により滅失した日 ２　施設の設置予定年月日 （Ａ４）
備考　改正部分は、下線の部分である。	

附　則

この規則は、公布の日から施行する。